

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱

平成21年 4 月 1 日付け20農振第2207号

最終改正 平成29年 3 月31日付け28農振第2200号

農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

世界の食料需給のひっ迫傾向、我が国の農地面積の減少等、食料及び農業をめぐる諸情勢が変化する中で、我が国の食料自給率の向上を図るためには、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化が重要である。

このため、食料・農業・農村基本計画（平成27年 3 月31日閣議決定）においては、「農業者等が行う荒廃農地を再生利用する取組を推進するとともに、再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消に努める」ことが掲げられている。

荒廃農地の発生要因や荒廃状況、権利関係、荒廃農地の所有者や周辺農業者等引受け手となり得る者の態様等は地域によって様々であり、荒廃農地の再生・利用を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組が必要である。

また、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年 7 月29日東日本大震災復興対策本部決定）に示された農業・農村の復興の方向性を進化させ具体化するために策定した「農業・農村の復興マスタープラン」において、被災農家が避難先等で荒廃農地を活用する際の荒廃農地の再生作業や再生農地における営農活動への支援を掲げたところである。

これらを踏まえ、荒廃農地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総合的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」（以下「本対策」という。）を実施する。

第2 対策の内容

1 事業実施主体

本対策は、第5に定める都道府県耕作放棄地対策協議会（以下「都道府県協議会」という。）を実施主体とする。

2 耕作放棄地再生利用交付金

都道府県協議会は、別紙1及び別紙2の定めるところに従い、地域耕作放棄地対策協議会（以下「地域協議会」という。）を通じて耕作放棄地再生利用交付金（以下「再生利用交付金」という。）を交付し、農業者、農地中間管理機構等の取組主体（以下「取組主体」という。）が行う荒廃農地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の補完整備を推進する。

第3 実施期間

本対策の実施期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とする。

第4 対策推進の基本的考え方

1 国、地方公共団体、関係団体等の連携

荒廃農地の再生・利用を図るためには、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組が重要であり、また、荒廃農地の再生・利用は、荒廃農地が存在することの地域における悪影響の解消はもとより、食料自給力の強化や多面的機能の発揮を通じ、農業者、地域住民及び国民全体の利益につながる取組である。

このため、本対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、関係団体等は適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図る必要がある。

2 耕作放棄地対策協議会の役割

都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金の適正な管理・執行、地域の実情に精通した多様な主体の参画・協働とその発意や創意工夫によるきめ細かな取組に係る合意形成等、本対策の円滑な推進に取り組むものとする。

3 推進上の留意点

- (1) 本対策の推進に当たっては、集団的なまとまりのある農地の中に存在する荒廃農地や周辺の農業生産等に悪影響を及ぼす荒廃農地の再生・利用に特に努めるものとし、また、農業経営の安定、国内生産力の確保、担い手の育成・確保や農地の面的集積にも留意しつつ推進するものとする。
- (2) また、水土里情報利活用促進事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2015号農林水産事務次官依命通知）に基づく水土里情報利活用促進事業により整備される農地情報データベースの活用を図ること等により、本対策を効率的かつ効果的に推進するものとする。

第5 耕作放棄地対策協議会

- 1 農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、本対策の実施主体として都道府県の区域をその区域とする都道府県協議会を、また、事業の推進に必要な市町村の区域等をその区域とする地域協議会を設置するものとする。

- 2 都道府県協議会及び地域協議会は、次に定める要件を満たすものとする。

- (1) 代表者が定められていること。
- (2) 都道府県協議会においては、都道府県、都道府県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により指定された農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、都道府県農業協同組合中央会（農業協同組合の一部を改正する法律（平成27年法律第63号）附則第12条に基づき、都道府県農業協同組合連合会に組織変更を行ったものを含む。）、都道府県土地改良事業団体連合会等から、地域協議会においては、市町村、農業委

員会、市町村農業公社、農業協同組合、土地改良区等から、当該都道府県又は当該地域の実情に応じて会員が構成されていること。また、導入作物の候補及び選定方針の検討等の際に普及指導センターによる技術及び経営に関する指導が必要な地域にあつては、地域協議会の会員に普及指導センターを含めるものとする。

- (3) 本対策に係る事務手続を適正かつ効率的に行うため、意思決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約その他の規程が定められていること。
- (4) (3) の規約その他の規程において、1つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (5) (2) に掲げる組織の担当部局のうち1以上が協議会の事務局の一部を構成していること、又は(2) に掲げる組織の役員、管理職その他本対策の実施に係る職責を有する者のうち1人以上が当該協議会における事務及び会計の処理に責任を有する立場にあること。
- (6) 事業計画が作成されており、かつ、その内容が本対策の趣旨に沿っていること。

3 都道府県協議会の代表者（以下「都道府県協議会長」という。）は、本対策を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、都道府県協議会の運営等に係る規約その他の規程を定め、2の要件を満たすことについて、当該都道府県協議会が事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。）の承認を受けなければならない。

4 地域協議会の代表者（以下「地域協議会長」という。）は、本対策を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定めるところにより、地域協議会の運営等に係る規約その他の規程を定め、2の要件を満たすことについて、都道府県協議会長の承認を受けなければならない。また、この承認を行った都道府県協議会長は、その旨を地方農政局長等に報告するものとする。

5 都道府県協議会長は、都道府県協議会の区域において、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）別紙1第1の都道府県農業再生協議会が設置される場合には、都道府県協議会の機能を都道府県農業再生協議会に統合するよう努めるものとする。

6 地域協議会長は、地域協議会の区域において、経営所得安定対策等推進事業実施要綱別紙1第2の地域農業再生協議会が設置される場合には、地域協議会の機能を地域農業再生協議会に統合するよう努めるものとする。

第6 実施の手続

1 都道府県協議会関係

- (1) 都道府県協議会長は、本対策を実施しようとする場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる計画等を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

ア 再生利用推進計画

イ 業務方法書

- (2) 都道府県協議会長は、当該年度に行う別紙1第1の3の再生利用活動附帯事業の実施計画を地方農政局長等に提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (3) 都道府県協議会長は、2により地域協議会長から提出された再生利用実施計画の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

2 地域協議会関係

地域協議会長は、本対策を実施しようとする場合は、農村振興局長が別に定めるところにより、次に掲げる計画を作成し、都道府県協議会長に提出するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- (1) 集落単位等個々の地区単位で定める再生利用実施計画

- (2) 当該年度に地域協議会が行う別紙1第1の3の再生利用活動附帯事業の実施計画

第7 助成措置

国は、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、本対策を実施するために必要な経費について助成するものとする。

都道府県協議会は、これを受けて造成された、耕作放棄地再生利用基金（以下「基金」という。）を基金管理団体として管理・運用することとし、本対策が完了した際に、なお基金に残額があるときは農村振興局が別に定めるところにより、国に返還するものとする。

第8 各種施策との連携

本対策は、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、農地中間管理事業の推進に関する法律等の関連諸制度及び次に掲げる施策との連携に留意の上実施するものとする。

- 1 農業生産基盤の整備に関する施策
- 2 経営所得安定対策に関する施策
- 3 担い手の育成・確保に関する施策
- 4 新規就農者の育成・確保に関する施策
- 5 農地の確保・有効利用の促進に関する施策
- 6 鳥獣による被害防止対策の推進に関する施策
- 7 荒廃農地の発生の防止に関する施策
- 8 雇用機会の創出に関する施策

9 東日本大震災からの復興支援に関する施策

第9 報告

本対策の各年度の実績については、別紙1第5及び別紙2第5の定めるところに従い、都道府県協議会長は地方農政局長等に、地域協議会長は都道府県協議会長に報告するものとする。

第10 委任

本対策の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるものとする。

附 則

1 ブロック協議会

- (1) 都道府県の地域区分の単位等における都道府県、市町村、関係団体等が、各々の役割分担等を勘案し適当と認めるときは、これらを会員とする耕作放棄地対策協議会（以下「ブロック協議会」という。）を本対策の実施主体とすることができる。
- (2) ブロック協議会は、都道府県協議会と地域協議会双方の機能を併せ持つものであり、ブロック協議会の設置、ブロック協議会による本対策の実施等については、この要綱における都道府県協議会及び地域協議会に関する規定を準用するものとし、この場合、都道府県協議会と地域協議会との間の手続等は省略するものとする。

- 2 耕作放棄地再生利用推進事業実施要綱（平成20年10月16日付け20農振第1254号農林水産事務次官依命通知）に基づき設置された都道府県協議会及び地域協議会を本対策の実施主体とする場合は、改めて当該協議会の設置手続を経る必要はない。但し、本対策の実施に伴う当該協議会の運営等に係る規約その他の規程の一部変更や第6に定める実施の手続は行わなければならない。

附 則

- 1 この通知は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成21年度中に着手した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付

け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知)の規定にかかわらず、平成22年度中に着手した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

- 3 既に設置されている都道府県協議会が、自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)別紙第1の都道府県農業再生協議会に統合することを目的として解散する場合には、都道府県農業再生協議会は都道府県協議会が国から交付された再生利用交付金により積み立てた資金の全額を譲り受けるとともに、本対策の実施に係る全ての事務を継承するものとする。
- 4 既に設置されている地域協議会が、自らの機能を農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7135号農林水産事務次官依命通知)別紙第2の地域農業再生協議会に統合することを目的として解散する場合には、地域農業再生協議会は地域協議会が都道府県協議会から交付された再生利用交付金の残額の全額を譲り受けるとともに、本対策の実施に係る全ての事務を継承するものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成25年1月7日から施行する。
- 2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知)の規定にかかわらず、平成25年1月7日以前に申請した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱(平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知)の規定にかかわらず、平成26年2月6日以前に申請した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成27年2月3日より前に申請した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成27年4月9日より前に申請した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要綱（平成23年11月21日付け23農振第1918号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
この場合において、同要綱に基づき、実施中の事業の取扱いは、なお従前の例によるものとする。
- 3 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成28年4月1日より前に着手した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 4 この通知による廃止前の被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業実施要綱第5の1により承認を受けた被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業の業務方法書については、この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱第6の1（1）により承認を受けた業務方法書とみなす。

附則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 この通知による改正後の耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）の規定にかかわらず、平成29年4月1日より前に着手した耕作放棄地再生利用緊急対策の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 既に設置されている都道府県協議会あるいは地域協議会が自らの機能を経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）別紙1第1あるいは第2の都道府県農業再生協議会あるいは地域農業再生協議会に統合することを目的として解散する場合には、平成23年4月1日に施行の附則第3あるいは第4に準じるものとする。

(別紙 1)

耕作放棄地再生利用交付金（一般型）に係る事業の実施方法

第 1 事業の内容

1 再生利用活動に対する支援

荒廃農地の再生・利用のための次の取組を支援するものとする。

(1) 再生作業

貸借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保して、又はその見通しをもって行う農地の障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）等

(2) 土壌改良

障害物除去、深耕、整地がなされた農地における土壌改良

(3) 営農定着

営農資機材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等

(4) 経営展開

経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等の実践

2 施設等補完整備に対する支援

1 の取組に附帯して行う下表の施設等補完整備の取組を支援するものとする。

事業種類		内 容
基 盤 整 備	①農業用排水施設	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	②農道	農道等の新設又は改良
	③暗きょ排水	暗きょの新設又は変更
	④客土	客土(混層耕を含む。)及び畑地の層厚調整工
	⑤区画整理	区画形質の変更
	⑥農用地保全	法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウスの再生活用、廃棄物処理等
	⑦基盤整備用機械	基盤整備用機械及び附帯施設の借上げ等
小規模基盤整備		上記の基盤整備のうち簡易なもの

農業体験施設	市民農園や教育ファームに係る区画、園路、農機具収納施設、休憩施設等の整備
農業用機械・施設	農業用機械及び付属機械器具の購入又は借上げ、農業用施設（ハウス、果樹棚、防風・防霜施設等）の整備

3 再生利用活動附帯事業に対する支援

都道府県協議会及び地域協議会が行う 1 又は 2 の取組に必要な事務や農地利用調整等の諸活動を農村振興局長が別に定めるところにより支援するものとする。

第2 対象農地

1 第1の1（1）から（3）までの支援の対象となる農地は、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域（同法第8条第1項の農業振興地域整備計画の変更により農用地区域となることが確実と見込まれる区域を含む。）をいう。以下同じ。）の農地とし、それぞれ次のとおりとする。ただし、農地を第1の2の農業体験施設として活用する場合は、支援の対象となる農地は農用地区域に限らない。また、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）別紙14の1の戦略作物助成及び二毛作助成の要件を満たす戦略作物又は同別紙16の2の産地交付金による助成内容の設定により産地交付金の対象と設定された作物のいずれかを、再生作業を行う年度から起算して5年間以上生産する場合は、農用地区域の農地のほか、農用地区域外の農地（市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域をいう。）内の農地を除く。）を支援の対象とする。

（1）第1の1（1）の支援の対象となる農地は、保全管理が行われていなかった、又は保全管理の水準が低かったこと等により、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知。以下「状況調査要領」という。）7の①の区分に該当する状態となっているもののうち、作物の栽培に向けた再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地とする。

（2）第1の1（2）及び（3）の支援の対象となる農地は、（1）のほか、（1）と同様の状態にあったが自助努力等によって再生作業がなされたことの確認が可能な農地とする。

2 第1の2の施設等の支援の対象とすることができる農地は、1（1）及び（2）とその周辺の農地とする。

第3 事業の仕組み

- 1 都道府県協議会は、要綱第7により造成された基金について、第1の取組に係る経費に充てる場合に限り、再生利用交付金として、これを取崩し交付することができるものとする。
- 2 地域協議会は、随時、都道府県協議会長が作成する業務方法書の定めるところにより、再生利用実施計画及び再生利用活動附帯事業の実施計画を添えて都道府県協議会に対して再生利用交付金の交付を申請するものとし、都道府県協議会は、地域協議会から申請のあったときは、審査の上、当該基金から再生利用交付金を交付するものとする。
- 3 農業者、農業者等の組織する団体、農地中間管理機構等が第1の1及び2の取組（第1の1（4）のうち「実証ほ場の設置・運営」及び第1の2の施設等補完整備のうち「農業用機械及び付属機械器具の購入」を除く。）の主体となる場合は、地域協議会は、2の業務方法書の定めるところにより、当該農業者、農業者等の組織する団体、農地中間管理機構等に対して再生利用交付金を交付するものとする。
- 4 都道府県協議会及び地域協議会が第1の取組の主体となる場合は、都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金を用いて第1の取組を実施するほか、都道府県協議会及び地域協議会の各会員が当該取組を行う場合は、都道府県協議会及び地域協議会は、再生利用交付金を各会員に対して配分することができるものとする。
- 5 地域協議会は、第1の1（1）の支援の対象とする農地の所有者に賃貸料収入が生ずる場合、再生利用活動の取組初年度からの5年間における賃貸料収入相当額を原則として、地域協議会と所有者が協議して定める額を当該所有者から徴収し、第1の1（1）の取組に係る経費に充てる、または当該基金に繰り入れるものとする。
- 6 都道府県協議会は、本対策の効率的な実施を図る見地から適当と認められるときは、地域協議会に代わり、第1の1及び2の取組の主体となることができる。この場合、都道府県協議会と地域協議会との間の再生利用交付金の交付に係る手続は省略するものとする。

第4 助成措置

第1に定める支援に係る再生利用交付金の交付額は次のとおりとする。

1 第1の1関係

- （1）第1の1（1）から（3）までの取組に対する支援の交付額は、第2の1の対象農地の面積に下表の区分ごとの交付単価を乗じて得た金額とする。

再生利用活動の区分	10アール当たり 交付単価	交付期間

再生作業	50,000円	1年間
土壌改良	25,000円	1年間
営農定着	25,000円	1年間

(2) 1 (1) のうち集約化要件を満たす再生作業の助成単価は、10アール当たり60,000円とする。

① 集約化要件とは、再生作業を行う当該農地が同一の中心経営体（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1の地域の中心となる経営体をいう。）の経営等農用地（既耕地を含む）で次に掲げるまとまりの一部又は全部であることをいう。

ア 都府県にあつては、1ヘクタール以上

イ 北海道にあつては、3ヘクタール以上

② ①の場合において、2つ以上の農用地であつて、以下のいずれかに該当するものは、一連の作業を継続するのに支障のないものとして、まとまりを有する農用地とする。

ア 2つ以上の農用地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農用地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農用地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農用地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農用地が当該農用地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、当事業の趣旨に照らして地域協議会長が適当であると認めるもの

③ ①の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受委託により集積された農用地をいう。

(3) 第1の1 (1) のうち、重機を用いて行う等の再生作業（土壌改良を除く。）に対する支援の交付額は、当該作業に係る事業費に2分の1（沖縄県は3分の2）を乗じて得た金額以内とする。

なお、これと併せて行う土壌改良に対する支援の交付額は10アール当たり25,000円とし、その交付期間は1年間とする。

(4) 第1の1 (4) の取組に対する支援の交付額は定額とする。

2 第1の2関係

(1) 施設等補完整備（小規模基盤整備を除く。）に対する支援の交付額は、施設等補完整備に係る事業費に2分の1（沖縄県は3分の2）を乗じて得た金額以内とする。

- (2) 施設等補完整備のうち小規模基盤整備に対する支援の交付額は、第2の1(1)、(2)及びその周辺の状況調査要領7の①の区分に該当する状態から自助努力等によって再生作業がなされたことを地域協議会長が確認した農地の面積に下表の交付単価を乗じて得た金額とする。

事業種類	10アール当たり 交付単価
小規模基盤整備	25,000円

3 第1の3関係

第1の3の取組に対する支援の交付額は定額とする。

第5 実績の確認と報告

- 1 農業者、農業者等の組織する団体、農地中間管理機構等が第1の1及び2の取組の主体となる場合は、当該農業者、農業者等の組織する団体、農地中間管理機構等は、各年度の取組の実績について地域協議会長に報告するものとする。
- 2 地域協議会長は、次の事項について取りまとめ、都道府県協議会長に報告するものとする。
 - (1) 1の報告
 - (2) 1について地域協議会が行った確認の結果
 - (3) 地域協議会が第1の1及び2の取組の主体となる場合の各年度の取組の実績
 - (4) 都道府県協議会から交付された再生利用交付金の実績
 - (5) 第1の3の再生利用活動附帯事業の実績
- 3 都道府県協議会長は、次の事項について取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。
 - (1) 2の報告
 - (2) 都道府県協議会が第1の1及び2の取組の主体となる場合の各年度の取組の実績
 - (3) 基金の各年度の収支
 - (4) 第1の3の再生利用活動附帯事業の実績

耕作放棄地再生利用交付金（被災者支援型）に係る事業の実施方法

第１ 事業の内容

１ 再生利用活動に対する支援

荒廃農地の再生・利用のための次の取組を支援するものとする。

（１）再生作業

貸借や農地所有適格法人による雇用、農業体験施設での農作業等により東日本大震災の被災農業者等が当該農地を長期間にわたって耕作する環境を確保して、又はその見通しをもって行う農地の障害物除去、深耕、整地等

（２）土壌改良

別紙１第１の１（２）に同じ。

（３）営農定着

別紙１第１の１（３）に同じ。

（４）経営展開

別紙１第１の１（４）に同じ。

２ 施設等補完整備に対する支援

別紙１第１の２に同じ。

３ 再生利用活動附帯事業に対する支援

別紙１第１の３を準用する。

第２ 対象農地

１ 第１の１（１）から（３）までの支援の対象となる農地は、市街化区域内の農地を除く農地とし、別紙１第２の１（１）及び（２）の規定を準用する。

ただし、当該農地を第１の２の農業体験施設として活用する場合は、市街化区域内の農地も支援の対象とする。

２ 第１の２の施設等の支援の対象となる農地は、１の農地とその周辺の農地とする。

第３ 事業の仕組み

事業の仕組みは別紙１第３を準用するものとし、別紙１第３の３の「農業者、農業者等の組織する団体、農地中間管理機構等」を「被災農業者等」にそれぞれ読み替えるものとする。

第４ 助成措置

第１に定める支援に係る再生利用交付金の交付額は次のとおりとする。

１ 第１の１関係

（１）第１の１（１）から（３）までの取組に対する支援の交付額は、第２の１の対象農地の面積に下表の区分ごとの交付単価を乗じて得た金額とする。

再生利用活動の区分		10アール当たり 交付単価	交付期間
再生 作業	雑草・雑木等の 除去	50,000円 (抜根等が必要な場合 に限り100,000円)	1年間
	除レキ、深耕、 整地等	50,000円	1年間
土壌改良		50,000円	最大2回まで
営農定着		25,000円	1年間

(2) 別紙1第4の1(4)に同じ。

2 第1の2関係

施設等補完整備に対する支援の交付額は、別紙1第4の2によるものとする。ただし、小規模基盤整備に対する支援の交付額における交付単価は、同規定にかかわらず、10アール当たり50,000円とする。

3 第1の3関係

別紙1第4の3に同じ。

第5 実績の確認と報告

実績の確認と報告は、別紙1第5を準用するものとし、別紙1第5の1の「農業者、農業者等の組織する団体、農地中間管理機構等」を「被災農業者等」に読み替えるものとする。

ただし、地域協議会長及び都道府県協議会長が報告する際には、別紙1第5の2(4)及び同3の(3)をそれぞれ不要とする。